

平成 28 年 12 月 27 日  
保健福祉局障がい者部  
こども未来局こども部

## 指定障がい福祉サービス事業所等における不正事案に対する処分について

下記法人が運営する、障がい児・者を対象とした福祉サービス事業所において不正事案があり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の規定に基づき、平成 28 年 12 月 27 日付けで指定の取消し処分を行いましたのでお知らせします。

### 1 事業者の概要

合同会社春（つぼみ）他 計 10 事業所  
（詳細は別紙 1 「不正事案等の詳細について」のとおり）

### 2 不正事案の概要

障がい福祉サービス事業所各代表者（別紙 1 「不正事案等の詳細について」①～⑧）は関係者 X 及び関係者 Y と共謀し、全く利用実態のない架空の請求を行い不正に報酬を受領したもの。

また、各代表者の供述等により、関連する事業所である別紙 1 ⑨及び⑩において不正請求（水増し請求）が行われたもの。

### 3 不正対象額

給付費 約 115,300,000 円（福岡市分）

※金額については、すでに事業所廃止済みの 1 事業所の金額を含む。

※加算金（返還金に 100 分の 40 を乗じて得た額）については、不正内容に架空請求の部分が見られ、悪質性が高いことを考慮し、請求を行う。

### 4 処分の内容

すでに廃止となっている 1 事業所を除く 9 事業所について指定取消し

## 5 これまでの経緯（福岡市の対応）

丸数字は別紙1「不正事案等の詳細について」における事業所名に対応

日時	内容
10月20日（木）	「①つぼみ」の事業所，代表者自宅，サービス管理責任者自宅の3か所にて同時に監査を実施。
10月21日（金） ～ 10月28日（金）	事業所「②ステージア」，「③サプリー」，「④つばき」，「⑤bright future」，「⑥lico」，「⑦フラット」，「⑧ことのは」の代表者及び関係者X，Yへの監査を実施。
11月11日（金）	事業所「⑨鈴の音」及び「⑩すずの音」へ監査を実施。
11月24日（木）	行政手続法に基づく聴聞を実施（事業所①～⑥及び⑧）
12月13日（火）	行政手続法に基づく聴聞を実施（事業所⑨及び⑩）
12月27日（火）	9事業者に対し，指定取消し通知書（平成28年12月27日付け）交付。

## 6 再発防止策

- ・平成29年1月から抜き打ちによる実地指導の実施（100か所）。
- ・抜き打ちによる実地指導の結果等を踏まえた不正防止対策の確立。
- ・指定申請時における事業計画等の詳細な確認（法人本店所在地の現地調査。役員及び職員等との面談等）。
- ・支給決定窓口（各区役所）における要領等の見直し。本庁との情報共有の強化。
- ・警察，労働局等との連携強化等。

### 【問い合わせ先】

○「全般について」

保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課 711-4249（内線2164）担当：牟田・横山

○「特定相談支援事業所について」

保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課 711-4248（内線2156）担当：竹森・山田

○「放課後等デイサービス事業所について」

こども未来局こども部こども発達支援課 711-4178（内線1748）担当：山田・宮田

## ○不正事案等の詳細について

### (1) 就労移行支援事業所

法人名称	代表者	事業所名	事業所の所在地	指定年月日	不正請求期間	不正受給額
合同会社 春	前田 康行	① つぼみ	南区長丘 1-1-8-2-A	H27.7.1	H27.7～H28.9	33,220,273 円
合同会社 ステージア	迎 真介	② ステージア	南区寺塚 2-15-5-107	H27.10.1	H27.10～H28.9	20,631,821 円
一般社団法人 アドバンス	江越 友美	③ 就労移行支援施設 サプリ	中央区大手門 2-1-10-412	H27.10.1	H27.10～H28.9	20,018,604 円
合同会社 椿	原賀 あゆか	④ 就労移行支援事業所 つばき	中央区御所ヶ谷 2-28-102	H28.7.1	H28.7～H28.9	147,412 円
合同会社 C o l o r	片岡 美保子	⑤ 就労移行支援 bright future	中央区六本松 3-16-33-501	H28.9.1	H28.9	0 円
合同会社 l i c o	前田 優子	⑥ l i c o	東区筥松 2-11-18-805	H28.9.1	H28.9	0 円
合同会社 f l a t	平田 和子	⑦ フラット	南区井尻 3-27-30	H27.5.1	H27.5～H28.3	27,938,830 円

※「⑤就労移行支援 bright future」及び「⑥l i c o」は、給付費を不正に請求したが、受領する前に不正が発覚したものの。

「⑦フラット」については、平成 28 年 5 月 31 日付けで事業廃止となっている。

#### ○不正事実の概要

利用者が通所しているように見せかけ、事業運営の実態がないにもかかわらず、不正に給付費を請求した。

(障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号の指定取消事由に該当)

なお、「①つぼみ」については、障害者総合支援法第 48 条第 1 項に基づく監査において虚偽の報告を行い、適正にサービスの提供がなされていることを装った。

(障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号の指定取消事由に該当)

※就労移行支援：一般企業等に就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

### (2) 特定相談支援事業所

法人名称	代表者	事業所名	事業所の所在地	指定年月日	不正請求期間	不正受給額
一般社団法人 福岡グループホーム研究会	三宅 良幸	⑧ 特定相談支援事業所ことのは	博多区博多駅南 3-5-35-402	H26.8.1	H27.5～H28.9	1,212,584 円

#### ○不正事実の概要

相談支援専門員ではない同事業所の関係者 X が不正に就労移行支援事業所等利用者のサービス等利用計画作成業務などを行い、不正に給付費を請求した。

(障害者総合支援法第 51 条の 29 第 2 項第 5 号及び第 7 号の指定取消事由に該当)

※特定相談支援：サービス申請に係る支給決定前のサービス等利用計画案の作成、支給決定後の事業所との連絡調整及び利用計画の作成を行う。

### (3) 就労移行支援・就労継続支援A型の多機能型事業所

法人名称	代表者	事業所名	事業所の所在地	指定年月日	不正請求期間	不正受給額
一般社団法人 さくら社会 福祉協議会	中橋 武彦	⑨ 鈴の音	南区清水 4-22-20	H26.10.1	H28.1～H28.9	7,714,514 円

#### ○不正事実の概要

報酬を算定するために必要な人員を配置していないにもかかわらず、不正に給付費を請求した。

(障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号の指定取消事由に該当)

※就労継続支援A型：一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行う。

### (4) 放課後等デイサービス事業所

法人名称	代表者	事業所名	事業所の所在地	指定年月日	不正請求期間	不正受給額
一般社団法人 さくら社会 福祉協議会	中橋 武彦	⑩ すずの音	南区清水 4-22-20	H26.10.1	H27.3～H28.9	4,411,113 円

#### ○不正事実の概要

報酬を算定するために必要な人員を配置していないにもかかわらず、不正に給付費を請求した。

(児童福祉法第 21 条の 5 の 23 の 5 の指定取消事由に該当)

※放課後等デイサービス：授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

# ○利用者と事業所の関係

